

正しい運転・正しい歩行

春の交通安全運動始まる

正しい運転、正しい歩行にして、つぎのものをかきこ
 高い交通道徳でオリン
 ツクをかざるうをスロ
 ガンに、ことしも6月11
 から20日までの10日間
 わり春の交通安全運動が展
 開されます。

この運動は、オリンピ
 ク東京大会を前にして、県
 民ひとりひとりが正しい交
 通のありかたや交通安全の
 思想を理解して交通秩序の
 確立をはかることを目的に
 おこなわれるもので、重点
 目標としては運転四悪の追
 放、飲酒運転をなくす、無
 理な追越しはしない、踏切
 りでは一時停止する、スピ
 ードを出しすぎない、安全
 三則の励行、左右をよくみ
 て横断をする、道路の端を
 一列に、道へとびださない
 こともや老人、身体障害者
 の安全確保につとめる。交
 通環境の整備をする。とし
 て、これを積極的
 推進するために学校、各種
 団体、地域、職域などをつ
 ろうして県民に交通安全教育
 の浸透をはかります。

吉原市でもこれらをもと

子どもに声をかける運動を展開します。

1 運動四悪の追放と安全三則を励行するため、各業界においての交通安全運動を呼びかけ交通安全運動を展開します。

2 模範運転者の指定と交通安全モーター車ステッカーの貼付をおこないます。

3 あぶないことをしている

4 道路を広くつかうための町内、組合での話し合い活動を実施します。

5 県民交通安全の日における「一日交通安全官」の行事をおこないます。

※なお、交通についての何でも相談ということで、交通法規、道路、法律の各相談部門についての「交通相



お巡りさんの指導で正しい歩行を訓練する小学生

八月までは假算定

国民健康保険の税率

吉原市の国民健康保険税率は四月一日から改正、実施されていますが、このほどもみなさんに通知した才一
 期の保険料は、あくまでも
 昨年の年税額を基準にした
 「仮算定」によるものです
 本決定税額は、固定資産税
 所得税などを調査した結果
 この九月から実施すること
 になつていきます。

受診率の向上によつて、

市が負担する医療費は年々
 とにふえ、くわえて現在の
 財政事情では、どうしても
 これを緩和することはでき
 ず、やむなく税率の引きあ
 げをおこない、おおくの人
 が安心して受診できるよう
 と改正したものです。
 改正になったものは(か
 つこないは現行の税額)
 △被保険者が一人の場合で
 所得割や資産額のないと

きは年税額が一、九五〇
 円(一、四一〇円)で五
 四〇円の値上げ
 △被保険者が三人で所得割
 がなく、資産額が二、七
 〇〇円あるときは年税額
 が四、三三〇円(三、一
 六〇円)となり、一、二
 一〇円あがります
 △被保険者が三人でも所得
 額が二、九〇〇円、資産
 額二、七〇〇円あるとき
 七割給付実施と被保険者の
 福利がおこなわれました
 年ごとに向上して、昭和三十
 五年に二二二・八パーセ
 ントだったものが、二年後
 の昭和三十七年には二八六
 パーセントにもなり、この
 ぶんをいくと今年度は三二
 〇パーセントになるものと

を始める、市から贈られ
 た鯉のぼりあげ、もくせ
 い、さくら、いちじょうの
 記念植樹が行なわれ、風
 かおる端午の節句にあつ
 たい、よき一日であつ
 た。

◇きょうもま鯉、ひ鯉
 の兄妹は、広い運動場に
 はしやく、現代つ子々を
 みおろし、五月の空をゆ
 うゆうと泳ぎまわつてい
 る。ガラガラと矢車の音
 をたてながら。

五月の空を泳ぐ鯉の
 ぼりをあおぎ、大はし
 やりするよ子
 —吉原小学校で—

◇...また当日は、音楽会

子どもの日



◇五月五日は「子どもの日」この日から全国い
 つせいに児童福祉週
 間がくりひろげられ、
 子どもたちの幸福と人権
 を守るための多彩な催し
 もの各地で行なわれる

◇吉原市では四日小学
 校単位(全児童数九、五
 一七人)に「子ども大会」
 を開き、市長のメッセ
 ー、婦人会長、PTA会
 長、校長先生から「大き
 な希望をもち、世の中
 役にたたる立派なひと
 になつて欲しい」とはげ
 まし、ことばがこもこも
 あつた。

増える食中毒

食中毒の原因の半数は
 上といわれる細菌類は、
 これから暖かくなると活
 発に動きはじめ、五月か
 ら六月の入れ梅にかけて絶
 頂にたつします。

家庭での食中毒の一般
 的注意事項としては、① 容器にはかならずフタ
 できるだけ熱を加えるこ
 と② 材料はよく洗ひす
 る③ 食べものは土の上
 の④ 食べものは十分に
 直接おかない⑤調理する
 るのは、集団発生がおお
 人が健康に注意する⑥ネ
 ズミの駆除をする⑦冷た
 い食べものとあたたかい
 食べものとはいっしょに
 頂かない⑧食べものを入
 れ

交通事故の被害者は 保健課に届け出を

「交通事故にあつたとき
 はかならず保健課へ」これ
 は国民健康保険にはいつて
 いるひびが、不幸にして被
 害者となつたはあのこと
 です。

被害者は保険をつかい、
 医師の治療を受けることが
 できます。ところがその治
 療費のうち国民健康保険者
 が負担した分については、
 直接かかたひに請求し
 支払いしていただくことに
 なつていきます。

交通事故でもつともき
 をつけなければならぬこと
 というものです。

と、必要とされている届
 け出しがないと、被害者と
 加害者が適当に示談を結ぶ
 ことで、とすると、泣き
 つらにハチでケガはさせ
 られ、そのうえ賠償金をと
 るどころか、治療費でも
 まるまる自分もちの悪事態
 もおこることです。

そこで保健課では、こう
 した間違いを出さないよう
 に、すぐ届け出をしてくれ
 れば双方の相談に応じ、適
 確な事故処理を行ない、安
 心した生活の裏付けをする
 というものです。



納税は月末までに
 5月は固定資産税第一期
 と保険料第二期の納税月で
 す。月末まではそつろつて
 納税をすませましょう。

痘そこの予防接種
 該当者(昭和39年9月1日
 から昭和39年2月29日ま
 でに生れた赤ちゃん)は、
 時間どこの会場と午後
 2時から3時まで

警察官募集
 静岡県の治安を守る若
 い警察官をつぎによつて
 募集いたします。

1 受験資格
 昭和39年4月2日から昭
 和39年4月1日(高校生
 は昭和21年4月1日)ま
 でに生れた男子に限り
 高等学校卒業程度の学力
 を必要とします。

2 給 与
 警察学校卒業後の初任給
 は、給与暫定手当、時間
 外勤務手当で月額一万九
 千円、短大卒は二万円、
 大学卒は二万二千円とな
 ります。

3 受付期間
 昭和39年5月16日まで
 元吉原幼稚園、鈴木公会堂
 5月21日(28日)大淵第

年金コーナー
 4 ほかの制度から年金を2
 万4千円以上支給されて
 いるはい
 5 戦争公務による遺族年金
 (公務扶助料) 8万円以
 上支給されているはい
 上支給されているはい

私はこの八月で満七〇才
 になります。老令年金を
 1万3千2百円です。しか
 もらうには手続はどうし
 らうでしょうか。また私
 の友人は七五才になります
 が、年金をもらえないとい
 います。どんなきかあ
 るでしょうか。

(大淵・老人クラブ員)

☆☆☆
 老令年金が支給されるの
 は、明治44年4月1日以前
 に生まれ、満七〇才になつ
 たひとです。ただしつぎの
 ことに該当すると支給はさ
 れません。
 1 本人の所得が前年に18万
 円以上あるとき
 2 配偶者が所得税を納めて
 いるはい
 3 扶養義務者に前年55万円
 以上の所得があるはい
 以上は扶養義務者の所得
 制限は扶養家族数によつ
 てその状態ごとに算定さ
 れます。(年金課)

赤十字の社員運動
 ことしも全国いつせいに
 赤十字の全戸社員運動が
 おこなわれています。

この運動は、毎年五月中
 おこなわれるもので、赤十
 字の仕事を理解して、社員
 となつていただくか、ある
 いは事業資金の一部を寄付
 していただくもので、目標
 としては「戸ごとに一人は
 赤十字社員を」としてい
 ます。

吉原市では婦人会が中心
 となりこの運動を展開して
 います。

あつまつたお金は
 ◇火災や災害などの見舞品
 にあてられる

不時の災害には救助隊を
 おくる
 ◇修学旅行とか団体旅行の
 つきそい、海水浴場の
 救護にあてる

法律相談所開く
 憲法週間にちなみ、地元弁
 護士会の協力を得て次のと
 おり「法律無料相談所」を
 開設します。法律問題につ
 いて相談ごとをお持ちの方
 はお気軽にご利用下さい。
 日時：5月21日午前10時～
 午後3時
 場所：静岡家庭裁判所吉原
 支部構内弁護士控室
 相談内容：民事、刑事、家
 事、その他法律問題
 につき